

平成 26 年 9 月 30 日

薬物乱用対策推進地方本部 御中

内閣府政策統括官（共生社会政策担当）付
参事官（青少年環境整備・総合調整第1担当）
（薬物乱用対策推進会議事務局）
（公印省略）

危険ドラッグの乱用の根絶のための緊急対策フォローアップについて（通知）

薬物乱用防止対策の推進につき、かねてから格別の御尽力を賜り、感謝申し上げます。

政府では、危険ドラッグの乱用に起因する事故・事件等が相次いで発生している状況を受け、「第四次薬物乱用防止五か年戦略」（平成25年8月7日薬物乱用対策推進会議決定）及び「危険ドラッグの乱用の根絶のための緊急対策」（平成26年7月18日薬物乱用対策推進会議決定。以下「緊急対策」という。）に基づく取組を推進しているところでありますが、危険ドラッグをめぐるのは、いまだ乱用者による事故等が後を絶たず、インターネット上における悪質な販売サイトへの対応等が求められるなど、依然として予断を許さない状況にあります。

とりわけ、スマートフォンを始めとした新たなインターネット接続機器の青少年への急速な普及等を背景に、インターネットを利用する青少年が違法・有害情報にアクセスして、危険ドラッグの乱用に巻き込まれる危険性が増大しており、『危険ドラッグの乱用の根絶のための緊急対策』について（通知）」（平成26年8月7日付府政共生第718号。別添1参照。）において通知したとおり、青少年及び保護者等に対する危険ドラッグに関する正しい知識の普及を図り、規範意識を醸成していくことは、まさに喫緊の課題です。

このため、本年9月19日、薬物乱用対策推進会議を開催し、別添2、3のとおり、「危険ドラッグの乱用の根絶のための緊急対策フォローアップ」を取りまとめるとともに、同月26日、各地方本部間の連携・情報共有を図るため、別添4のとおり、「薬物乱用対策推進地方本部全国会議」を開催し、引き続き、政府一体となって危険ドラッグの乱用の根絶を図るための取組を強力に推進することとしております。

本年も10月から別添5のとおり、「麻薬・覚醒剤乱用防止運動」が実施されますが、各位におかれましては、緊急対策のフォローアップ及び上記会議開催等につき、薬物乱用対策推進地方本部会議の開催等を通じ、青少年行政主管部（局）、消費者行政主管部（局）、教育委員会学校健康主管課等の薬物乱用対策推進地方本部を構成する関係部局（課）及び管内市町村、同運動に係る関係機関・団体等に対して御周知いただくとともに、各地方本部における関係機関・団体等の連携・情報共有を充実強化して、地方の実情を踏まえ、同運動に際し、危険ドラッグの乱用の根絶のための取組をより効果的に推進されますよう、特段の御配意を御願い致します。

府政共生第 718 号

平成 26 年 8 月 7 日

薬物乱用防止対策推進地方本部 御中

内閣府政策統括官（共生社会政策担当）付参事官（青少年環境整備・総合調整第1担当）

警察庁生活安全局少年課長

警察庁刑事局組織犯罪対策部薬物銃器対策課長

法務省刑事局公安課長

厚生労働省医薬食品局監視指導・麻薬対策課長

（公印省略）

「危険ドラッグの乱用の根絶のための緊急対策」について（通知）

薬物乱用防止対策の推進につき、かねてから格別の御尽力を賜り、感謝申し上げます。

合法ハーブ等と称して販売される薬物等（危険ドラッグ）の問題については、『いわゆる「脱法ドラッグ」の乱用の根絶のための緊急対策』について（平成 26 年 7 月 22 日付、府政共生第 643 号）により通知した、「いわゆる『脱法ドラッグ』の乱用の根絶のための緊急対策」に基づき、政府一体となって、この種薬物の乱用の根絶を図るための取組を強力に推進しておりますが、「合法ハーブ等と称して販売される薬物等（いわゆる「脱法ドラッグ」）に代わる新たな名称（「危険ドラッグ」）の利用促進について」（平成 26 年 7 月 22 日付、府政共生第 644 号）により通知したとおり、いわゆる「脱法ドラッグ」に代わる新たな「危険ドラッグ」の呼称名が選定・公表されたことを踏まえ、薬物乱用対策推進会議において、別添 1、2 のとおり、上記緊急対策を一部改正したところです。

青少年が危険ドラッグの乱用等の非行に陥りやすい夏休み期間を迎えていますが、危険ドラッグの多くは違法な薬物であり、人体に大きな影響を与えるとともに、事件・事故を起こして人を傷つけるおそれのある極めて危険な薬物であるということを国民に正しく認識いただくことが極めて重要です。

各位におかれましては、今回の上記緊急対策及びその一部改正の趣旨を御理解の上、薬物乱用対策推進地方本部会議の定期又は臨時開催等を通じて、管下の関係部局（課）及び管内市町村、関係団体等に対し、緊急対策及びその一部改正の趣旨を改めてご周知いただき、危険ドラッグの危険性についての正しい認識の周知徹底とこの種薬物に手を出させないための規範意識の醸成に重点を指向して、下記事項に留意して、一丸となって、危険ドラッグの乱用の根絶を図るための取組を強力に推進されますよう、宜しくお願い致します。

記

1 関係機関等の情報共有・連絡調整等の充実強化

本緊急対策に係る取組の実施等に際しては、薬物乱用対策推進地方本部を構成する国・地

(SIA、注5 参照) 等の民間団体等の役割の周知を図るとともに、これらの民間団体等への違法・有害情報の通報を積極的に促すなど、違法・有害情報の排除に向けた機運を一層高めるよう、必要な支援に御配慮をお願い致します。

なお、これらの取組に際しては、提供された情報等の定着度を確認してその理解を深めさせる機会の提供に配慮するなど、保護者や地域の指導者等が、インターネット上での乱用・販売等の実態を含め、危険ドラッグに関する最新の知識・情報を踏まえて、主体的に問題意識を共有し、その対応に適切に反映できるよう、定着度の向上に重点を指向した持続的な支援につきましても、御配慮をお願い致します。

3 関係機関等の相談・支援窓口及び各種取組等の周知徹底

各種運動・月間等に係る広報啓発に際しては、緊急対策等を踏まえ、危険ドラッグの乱用者やその家族、何らかの兆候を把握した地域住民等が、早期に身近な相談機関に相談できるよう、地域における関係機関の各種相談窓口等の周知徹底に努めるとともに、青少年の薬物再乱用防止のためには、その治療と社会復帰支援が不可分であることを踏まえ、「子ども・若者支援地域協議会」、「要保護児童対策地域協議会」等、困難を抱える青少年を地域において関係機関・団体等が連携して支援するための制度的な枠組みや具体的な取組・相談窓口等についても、青少年の薬物再乱用者やその家族等の相談者が、その具体的なニーズに応じて、継ぎ目なく、きめ細やかなサポートが受けられるよう、適切な周知に努めていただきますようお願い致します。

別添1 危険ドラッグの乱用の根絶のための緊急対策

別添2 危険ドラッグの乱用の根絶のための緊急対策の概要

別添3 平成26年秋の全国交通安全運動における「危険ドラッグ」の悪質性・危険性についての広報啓発活動の推進について(依頼)

別添4 青少年のインターネット利用環境づくりフォーラム

注1 政府広報オンライン(特集:薬物対策)

<http://www.gov-online.go.jp/tokusyu/drug/index.html>

注2 平成26年度「青少年のインターネット利用環境づくりフォーラム」の開催について

<http://www8.cao.go.jp/youth/youth-harm/koho/forum/h26/index.html>

注3 平成25年度 青少年のインターネット利用環境実態調査 調査結果(概要)

http://www8.cao.go.jp/youth/youth-harm/chousa/h25/net-jittai/pdf/kekka_g.pdf

注4 保護者向け普及啓発用リーフレット「お子様が安全に安心してインターネットを利用するために保護者ができること」

<http://www8.cao.go.jp/youth/youth-harm/koho/index.html>

注5 一般社団法人セーフラインインターネット協会ホームページ

<http://www.safe-line.jp/>

注6 薬物問題相談窓口(内閣府ホームページ)

http://www8.cao.go.jp/souki/drug/inquiry_counter.html

危険ドラッグの乱用の根絶のための緊急対策フォローアップの概要

平成 26 年 9 月 19 日
薬物乱用対策推進会議

■情勢

- 平成26年上半期の危険ドラッグに係る検挙状況については、142事件、161人。
そのうち、指定薬物に係る薬事法違反は、55事件、68人。〔警察庁・厚労省〕
- 平成26年7月22日、危険性の高い物質であることを明確に示すため、危険ドラッグの呼称名を選定・公表。
- 販売業者への指導・警告、取締りを実施したほか、指定薬物への指定の迅速化を図り、8月15日に21物質を指定薬物に指定する省令を公布し、8月25日に施行。（平成26年8月現在1,400物質を指定薬物に指定※）
※これに加え、9月19日、新たに14物質を指定薬物に指定する省令を公布し、9月29日に施行予定。
- 8月27～30日、東京、大阪、愛知、福岡の販売店舗129店舗のうち75店舗に対する立入検査を行い、48店舗542製品に検査命令及び販売停止命令を実施。

■フォローアップの概要

1 危険ドラッグの実態把握の徹底とその危険性についての啓発強化

(1) 危険ドラッグの実態把握の徹底

- 地方厚生局麻薬取締部、都道府県等の衛生主管部局及び都道府県警察が連携した一斉合同立入等を実施し、危険ドラッグの販売店舗の実態把握を推進。〔厚労・警察〕
- 平成26年8月15日に公布された省令により、8月25日から指定薬物となる物質を含む製品の広告掲載を確認した69サイトについて、プロバイダー等に削除要請を実施。〔厚労〕
- 危険ドラッグの通信販売サイトのうち、特定商取引法上の表示義務に違反しているおそれのあるサイトの運営業者に対し、表示の是正を要請するとともに、当該サイトにインターネット接続サービスを提供するプロバイダー等に対する情報提供を実施。〔消費者〕

(2) 危険ドラッグの危険性についての啓発の強化

- 8月25日から指定薬物として規制されることとなった物質が確認された危険ドラッグ製品について、事前にサイトに公開し、販売業者や国民に対し、販売や購入をしないよう呼びかけを実施。〔厚労〕
- 「あやしいヤクブツ連絡ネット」を効果的に活用し、関連情報を国民から広く収集するとともに、危険ドラッグの危険性等の情報を発信。〔厚労〕
- 危険ドラッグの危険性を周知する広告を、全国の新聞、若者向け雑誌及び携帯端末向けに実施するなどメディアを通じた効果的な広報啓発を行ったほか、政府広報オンラインのラジオ番組及び特集ページ「薬物対策」を官邸ツイッターで拡散。〔内閣官房・内閣府〕
- 関係機関の連携強化による夏休み期間中における広報啓発活動等の実施、青少年のインターネット利用実態を踏まえた保護者や地域の指導者等に対する危険ドラッグに関する正しい知識の普及、関係機関等の相談・支援窓口等の周知徹底を図るため、都道府県等に対し、緊急対策の周知徹底を依頼。〔内閣府・警察・法務・厚労〕
- 麻薬・覚醒剤乱用防止運動や秋の全国交通安全運動、薬物乱用防止教室等における危険ドラッグの乱用防止に関する広報啓発活動の強化等について、都道府県等に対して依頼。〔厚労・警察・文科〕

平成26年9月19日
薬物乱用対策推進会議

危険ドラッグの乱用の根絶のための緊急対策フォローアップ

1 危険ドラッグの実態把握の徹底とその危険性についての啓発強化

(1) 危険ドラッグの実態把握の徹底

- ・ 都道府県警察、地方厚生局麻薬取締部及び都道府県等の衛生主管部局が連携・情報共有を一層強化し、実効性のある乱用防止対策に資するよう、インターネット広告の監視や買い上げ調査等を通じて、危険ドラッグの販売・乱用等の実態把握を徹底する。(警察庁・厚生労働省)

【取組内容】

- 関係機関と連携した一斉合同立入等を通じて、危険ドラッグの販売店舗の実態把握を実施した。(警察庁)
- 地方厚生局麻薬取締部、都道府県等の衛生主管部局及び都道府県警察が連携し、7月10日以降、全国の危険ドラッグ販売店舗に対して、継続して立入検査を実施し、販売実態の把握に努めている。(厚生労働省・警察庁)
- ・ 危険ドラッグのインターネット上における流通拡大を防止するため、インターネット上でこれらの薬物に関する違法・有害情報を確認した場合には、サイトを運営する事業者・プロバイダーへの情報提供及びサイトの削除要請・注意喚起を徹底する。また、インターネット・ホットラインセンターの通報等の対象情報の範囲の見直しについて検討を要請するほか、これらの情報に対するプロバイダー等によるガイドライン・契約約款等に基づく送信防止措置・注意喚起等、同ガイドラインの周知徹底、これらの薬物を検索した場合に薬物の危険性を広報するホームページが優先的に表示される取組等の民間の事業者による自主的な取組がより効果的に行われるよう、必要な支援を行う。(内閣府・警察庁・総務省・厚生労働省)

【取組内容】

- 平成26年8月15日に公布された省令により、8月25日から指定薬物となる物質を含む製品の広告掲載を確認した69サイト(うち、国内46サイト)について、プロバイダー等に削除要請を行った。平成26年9月2日現在、35サイト(うち、国内26サイト)の閉鎖等を確認している。(厚生労働省)
- 民間の事業者による自主的な取組がより効果的に推進されるよう、本緊急対策について周知するとともに、一般社団法人セーファーインターネット協会によるガイドライン及び危険ドラッグに係る最新の薬物情勢等について情報提供を行った。(内閣府)
- インターネット・ホットラインセンターの「ホットライン運用ガイドライン」では、薬物関連の違法情報として、規制薬物に関するもののみが規定されているところ、同ガイドラインの見直しの検討がなされるよう、関係者に対して、危険ドラッグのインターネット上における流通状況等、必要な情報提供を行った。(警察庁)
- 警視庁では、平成26年7月から8月に新たに指定薬物に指定された物質を含む製品の広告掲載を確認した29サイトについて、プロバイダー等に削除要請を行っ

く国民から収集するとともに、厚生労働省が記者発表などした関連情報を掲載し、また、危険ドラッグの危険性の紹介や、メールマガジンを発行するなど、情報発信を行った。(平成27年度概算要求額55,665千円の内数：厚生労働省)

- ・ 青少年に訴求性の高い広報媒体や手法の活用に配慮しつつ、危険ドラッグの危険性についての正しい理解の周知徹底とこれらの薬物に手を出させないための規範意識の醸成に重点を指向して、メディアを通じた効果的な広報啓発を行う。とりわけ、スマートフォンを始めとする新たなインターネット接続機器やサービスが急速に普及し、青少年が保護者の目の届かないところでインターネット上の違法・有害情報にアクセスして、これらの薬物の乱用に巻き込まれる危険性が高まっていることから、青少年がこれらの薬物に関する情報を閲覧することを防止するためのフィルタリングの徹底等を促すとともに、インターネット上におけるこれらの薬物の販売・乱用等の実態についての積極的な情報提供に努める。(内閣官房・内閣府・警察庁・総務省・文部科学省・厚生労働省)

【取組内容】

- 危険ドラッグの危険性について正しい理解を周知する広告を、全国70の新聞紙、若者向け雑誌及び携帯端末向けに実施した。また、危険ドラッグの怖さを伝える内閣府のサイトに誘導するインターネット広告を実施した。(内閣府)
- 政府広報オンラインのラジオ番組「Weekly ニッポン!!」の番組「カラダも心も崩壊する薬物乱用」の音声配信ページを官邸ツイッターで拡散した。また、政府広報オンラインツイッターにより、政府広報オンラインの特集ページ「薬物対策」への誘導を行うとともに、当該ツイートを官邸ツイッターで拡散した。(内閣官房)
- 都道府県等に対し、関係機関・団体等に対する本緊急対策の周知徹底を依頼し、関係機関の連携強化による青少年の夏休み期間中における対象特性に応じた広報啓発活動及びパトロール等の実施、青少年のインターネット利用実態等を踏まえた保護者や地域の指導者等に対する危険ドラッグに関する正しい知識の普及、関係機関等の相談・支援窓口等の周知徹底を図った。(内閣府・警察庁・法務省・厚生労働省)
- 関係機関・団体、少年警察ボランティア等と連携したキャンペーンの実施、各種の広報媒体を活用した広報等、幅広い広報啓発活動の展開を推進した。(警察庁)
- フィルタリングの普及促進のために、少年、保護者、教育関係者等に対する広報啓発活動の実施とともに、携帯電話事業者に対する販売時における保護者への説明強化等の要請の徹底等を推進した。(平成27年度概算要求額13,259千円：警察庁)
- 電気通信事業者協会に対して、「新呼称(危険ドラッグ)の周知に向けた取組みについて(依頼)」を送付し、フィルタリングを実施する携帯電話事業者等に周知をするとともに、e-ネット安心講座の開催や各種リーフレットの配布等を通して、フィルタリングの推進を図った。(総務省)
- 各都道府県教育委員会等に対し、スマートフォンを始めとする新たなインターネット接続機器やサービスが急速に普及し、青少年が保護者の目の届かないところでインターネット上の違法・有害情報にアクセスして、これらの薬物の乱用に巻き込まれる危険性が高まっていることから、青少年がこれらの薬物に関する情報を閲覧することを防止するためのフィルタリングの徹底等を促す通知を发出し

ンター等の役割の周知を図るとともに、同センター等への違法・有害情報の通報を積極的に促すなど、違法・有害情報の排除に向けた気運を一層高めるよう、必要な支援を行う。(警察庁・総務省・厚生労働省)

【取組内容】

- 警察庁ホームページに、インターネット・ホットラインセンターのホームページへのリンクを掲載しているほか、インターネット・ホットラインセンターの運用状況等についての資料を掲載し、同センターの役割の周知を図った。(警察庁)
- インターネット・ホットラインセンターの「ホットライン運用ガイドライン」では、薬物関連の違法情報として、規制薬物に関するもののみが規定されているところ、同ガイドラインの見直しの検討がなされるよう、関係者に対して、危険ドラッグのインターネット上における流通状況等、必要な情報提供を行った。(警察庁)【再掲】
- 指定薬物や未承認医薬品の広告については、通信関連の諸団体において、違法な情報として適切に削除等の対応を行うためのガイドライン等を策定しているところ、ガイドライン等を策定している通信関連の諸団体から加盟各社に対し同ガイドライン等について改めて周知徹底がなされるよう必要な取組を行った。(総務省)【再掲】
- 通信関連の諸団体が策定している上記ガイドライン等について、危険ドラッグの無承認医薬品としての判断基準の明確化を踏まえた見直しの検討がなされるよう、団体関係者に対して要請した。(厚生労働省)
- 「あやしいヤクブツ連絡ネット」の周知のため、ポスター45,900枚、リーフレット69,100部を作成し、税関、地方厚生局、都道府県、保健所設置市及び特別区の関係各課に配布し、掲示と一般への配布を依頼した。(厚生労働省)

・ 都道府県等に対して、夏休み期間等の節目となる時期を捉えて、危険ドラッグの危険性についての広報啓発活動や、青少年が危険ドラッグを販売する店舗に入店しないようパトロール等を重点的に行うように依頼する。(内閣府・警察庁・消費者庁・法務省・財務省・文部科学省・厚生労働省)、

【取組内容】

- 都道府県等に対し、関係機関・団体等に対する本緊急対策の周知徹底を依頼し、関係機関の連携強化による青少年の夏休み期間中における対象特性に応じた広報啓発活動及びパトロール等の実施、青少年のインターネット利用実態等を踏まえた保護者や地域の指導者等に対する危険ドラッグに関する正しい知識の普及、関係機関等の相談・支援窓口等の周知徹底を図った。(内閣府・警察庁・法務省・厚生労働省)【再掲】
- 夏休み期間中及び夏休み明けの時期における少年警察ボランティアや学校関係者等と連携した街頭補導活動の強化を推進した。(警察庁)
- 学校等へ税関職員を派遣して行う薬物乱用防止教室や税関見学会等において、違法薬物と併せて危険ドラッグの人体への悪影響や危険性について注意喚起を行った。(財務省)【再掲】
- 交通局長通達「危険ドラッグに係る諸対策の推進について」を発出し、各都道府県警察に対し、厳正な取締り・交通事故事件捜査の推進のほか、広報啓発活動の推進を指示した。特に、内閣府より発出された「平成26年秋の全国交通安全運動における「危険ドラッグ」の悪質性・危険性についての広報啓発活動の推

2 指定薬物の迅速な指定と危険ドラッグに係る犯罪の取締りの徹底

(1) 海外情報の積極的な活用等を通じた危険ドラッグの指定薬物への迅速かつ効果的な指定

- ・ 海外の流通実態や危険情報を基にして、海外で流通実績のある物質について、国内流通前に迅速かつ効果的に指定薬物の指定を行う。(厚生労働省)

【取組内容】

- 国内流通が確認されていない1物質を、8月15日に指定薬物に指定する省令を公布し、8月25日に施行した。(厚生労働省)

- ・ 指定薬物としての精神毒性等の判明した物質を速やかに指定するため、指定要件となっている薬事・食品衛生審議会を、必要に応じ適時開催することにより、迅速かつ効果的な指定薬物の指定を行う。また、指定薬物の指定にあたって、緊急を要し、あらかじめ意見を聴くいとまがない場合には、個別の事案ごとに応じて、指定手続の特例を適用し、当該手続を経ないで指定を行う。(厚生労働省)

【取組内容】

- 6月24日の池袋の事故で使用された2物質について、7月15日に指定薬物に指定する省令を公布し、7月25日に施行するため、薬事・食品衛生審議会への諮問等の手続を省略して、緊急指定した。(厚生労働省)

- 8月15日に指定薬物に指定する省令を公布し、8月25日に施行された21物質の指定について、パブリックコメントの省略や省令の公布から施行までの期間を短縮して、迅速に指定した。(厚生労働省)

- ※ 9月19日に新たに14物質を指定薬物に指定する省令を公布し、9月29日に施行予定。

- ・ 指定薬物の指定を迅速化するための環境整備として、店頭に新しい製品が流通した場合に速やかに分析・鑑定をするため、買い上げ又は収去した製品の分析・鑑定体制を充実強化する。(厚生労働省)

【取組内容】

- 国立医薬品食品衛生研究所の分析体制強化及び地方厚生局麻薬取締部の取締体制強化に必要な経費等を概算要求した。(平成27年度概算要求額1,097,238千円：厚生労働省)

- ・ 国際的な環境整備として、国連薬物犯罪事務所(UNODC)等との連携を通じて、未規制物質の国際的な情報交換を促進し、海外情報の積極的な活用を図る。(外務省)

【取組内容】

- 平成26年8月20～21日、UNODCへの拠出を通じて、危険ドラッグ(NPS)を含む合成薬物対策ワークショップ(東・東南アジア地域対象)をミャンマーで開催。(平成27年度概算要求額約35万ドル：外務省)

- 上記ワークショップに出席し、今次緊急対策を含む我が国の取組を紹介し、東南アジア諸国取締当局の認識向上等に貢献。併せて、各国の危険ドラッグ対策等

- 地方厚生局麻薬取締部、都道府県警察、税関が連携して、麻薬や指定薬物を含む危険ドラッグの密輸入事件を摘発した。(厚生労働省・警察庁・財務省)
- 新たに指定された指定薬物等について、合同会議の開催等により、関係省庁間で迅速な情報共有がなされたほか、地方においても取締対策等について意見交換がなされる等、中央・現場レベルを問わず、関係省庁間における連携・情報共有の一層の強化が図られた。(警察庁・財務省・厚生労働省・海上保安庁)
- 税関における違法薬物を含む危険ドラッグに係る一層厳格な水際取締りを行うよう、全国の税関に対し徹底するとともに、全国の税関幹部の会議においても、税関における水際取締りの徹底について周知した。(財務省)
- 税関職員向けの内部ホームページに、危険ドラッグの概要について商品の例等を用いながら説明する資料を掲載した。更に、税関職員に対する研修において、本緊急対策の概要や税関での取締りの徹底等についての講習を行った。(財務省)
- 関係業界に向けて違法薬物等の情報提供を要請するパンフレットの内容に、危険ドラッグを含めた。(財務省)
- 違法薬物を含む危険ドラッグに関する連携・情報共有のあり方について、検討を開始した。(財務省・厚生労働省)

- ・ 危険ドラッグに関係する刑事事件について、都道府県警察や地方厚生局麻薬取締部等の関係機関と緊密に連携し、関係法令を適切に運用して、厳正に対処する。(法務省)

【取組内容】

- 全国の検察庁に対し、本緊急対策の趣旨を踏まえ、危険ドラッグに関する刑事事件の捜査・公判に当たっては、都道府県警察や地方厚生局麻薬取締部等の関係機関と緊密に連携し、関係法令を適切に運用して、厳正に対処するよう周知した。(法務省)

3 危険ドラッグの規制のあり方の見直し

- ・ 新たな薬物が次々に登場する状況を押さえるため、化学構造の一部が共通している特定の物質群を指定薬物として包括的に規制する包括指定の効果的な運用等について検討する。(厚生労働省)

【取組内容】

- 包括指定について、規制対象とする具体的な物質群の検討を進めている。(厚生労働省)
- ・ 指定薬物に該当しない場合における無承認の医薬品としての取締手法や、指定薬物である疑いがある物品の検査命令及び販売停止命令措置の効果的な運用方法について、関係省庁と連携して検討する。また、当該措置において物品の分析・鑑定が速やかに行えるような体制の充実強化を図るとともに、現場で幻覚等の作用を判別できるような検査方法の研究を検討する。(厚生労働省)

【取組内容】

- 地方厚生局麻薬取締部、都道府県等の衛生主管部局及び都道府県警察が連携し、8月27日から30日までの間、東京、大阪、愛知、福岡の危険ドラッグ販売店舗12

薬物乱用対策推進地方本部全国会議

平成 26 年 9 月 26 日 (金)

13 : 30 ~ 16 : 30

合同庁舎第 8 号館 1 階 講堂

議 事 次 第

1. 「第四次薬物乱用防止五か年戦略フォローアップ」及び「危険ドラッグの乱用の根絶のための緊急対策」について (内閣府)
2. 関係省庁の取組状況について (厚生労働省・警察庁・総務省・法務省・財務省・文部科学省・海上保安庁)
3. 地方本部の取組状況について (静岡県、和歌山県)
4. 講演

「危険ドラッグの薬物依存性と毒性について」

独立行政法人国立精神・神経医療研究センター精神保健研究所

薬物依存研究部依存性薬物室長 船田 正彦

[資料]

- 資料 1 第四次薬物乱用防止五か年戦略フォローアップの概要
- 資料 2 危険ドラッグの乱用の根絶のための緊急対策の概要
- 資料 3 危険ドラッグの乱用の根絶のための緊急対策総理指示との対応関係<内閣府>
- 資料 4 危険ドラッグの乱用の根絶のための緊急対策
- 資料 5 危険ドラッグの乱用の根絶のための緊急対策フォローアップの概要
- 資料 6 危険ドラッグの乱用の根絶のための緊急対策フォローアップ
- 資料 7 危険ドラッグに対する最近の主な対応<内閣府>
- 資料 8 「危険ドラッグの乱用の根絶のための緊急対策」について (通知) <内閣府>
- 資料 9 薬物乱用防止対策<厚生労働省>
- 資料 10 最近の薬物情勢について<警察庁>
- 資料 11 「危険ドラッグ」によるものと疑われる救急搬送の状況 <総務省>
- 資料 12 薬物事犯の第一審裁判結果の推移<法務省>
- 資料 13 税関における取組状況<財務省>
- 資料 14 薬物乱用防止教育の推進について<文部科学省>
- 資料 15 海上保安庁の薬物水際対策について<海上保安庁>
- 資料 16 静岡県の危険ドラッグ対策<静岡県>
- 資料 17 知事監視製品制度<和歌山県>
- 資料 18 「和歌山県薬物の濫用防止に関する条例」の概要<和歌山県>
- 資料 19 危険ドラッグの薬物依存性と毒性について
<国立精神・神経医療研究センター精神保健研究所 船田室長>
- 参考 セーフライン運用ガイドライン<一般社団法人セーフアーインターネット協会>



2014年9月24日

一般社団法人セーフアーインターネット協会

SIA、厚生労働省と連携し、危険ドラッグ対策を強化 ～ガイドラインを改定し、本日より運用を開始～

一般社団法人セーフアーインターネット協会（会長：別所 直哉 以下、SIA）はセーフライン運用ガイドラインを改定し、本日より運用を開始することをお知らせいたします。今回の主な改定内容は違法情報に「指定薬物の広告」と「未承認医薬品の広告」を追加するというものです。

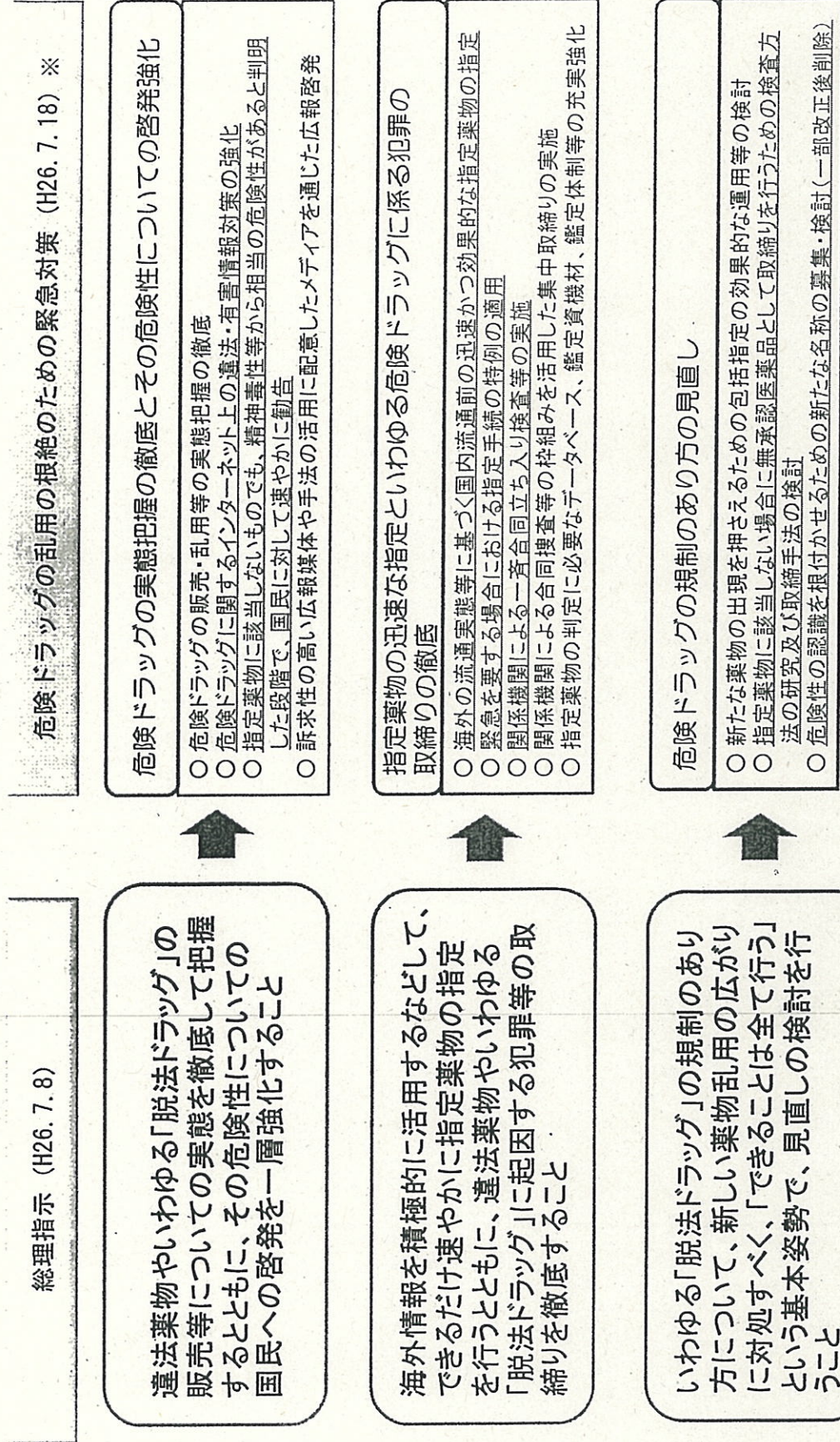
近年、「危険ドラッグ」に関する犯罪や事故が多発し、深刻な社会問題となっています。「危険ドラッグ」は、実店舗で販売されるとともに、インターネット上の販売サイトも存在し、その対策が急務となっています。これまでSIAでは、「危険ドラッグの販売・譲渡」を有害情報として削除要請対象情報としてまいりましたが、このような状況に対応するため、厚生労働省など関係行政機関と連携し、「危険ドラッグ」対策を強化いたしました。

今回のガイドライン改定では、新たに「指定薬物の広告」と「未承認医薬品の広告」を違法情報として削除要請対象情報に追加いたします。現在、インターネット上で「危険ドラッグ」を販売しているサイトの中には、「指定薬物」や「未承認医薬品」を違法に販売しているサイトが見受けられます。今回、こうした販売サイトの情報を「指定薬物の広告」や「未承認医薬品の広告」に該当する違法情報として追加することで、販売サイト等に対してより実効的な削除依頼が可能となります。「危険ドラッグ」の判断にあたっては、必要に応じて、厚生労働省などの関係機関に照会して確認を取り、違法性の判断に当たっては厳密に運用いたします。

また、「危険ドラッグ」は、国内サイトのみならず、海外サイトでも販売されています。そのため、行政機関や捜査機関だけで全てのサイトを早期に発見し、操作や削除を行うことには限界があることから、SIAとしても広くインターネット利用者から通報を受け付け、削除要請を行うことで、より安心安全なインターネット利用環境を整備するとともに国民の安全と健康の確保に貢献してまいります。

SIAでは、今後も継続的に、セーフライン事業を通して、個別に違法・有害情報の削除に努めるほか、それらの対処を通じて得たデータと分析を基に、表現の自由に配慮しつつ、中長期的視座に立った違法・有害情報排除施策を検討・実施してまいります。

危険ドラッグの乱用の根絶のための緊急対策 総理指示との対応関係 (内閣府資料)



※「緊急対策」については、平成26年7月18日に策定、7月22日に新呼称名(危険ドラッグ)が選定・公表されたことを受け、8月7日に一部改正(呼称名等の変更)したものの。

危険ドラッグに対する最近の主な対応 (内閣府資料)

H26. 6. 24 都内池袋において、危険ドラッグ吸引に起因する交通死亡事故が発生。

H26. 7. 8 薬物乱用対策推進会議

- 官房長官指示により開催
- 総理指示の伝達

総理指示の概要

- ① 実態把握の徹底とその危険性についての啓発強化
- ② 指定薬物の迅速な指定と犯罪の取締りの徹底
- ③ 規制のあり方の見直し

H26. 7. 15 指定薬物の特例指定の実施 (7/15省令公布、7/25施行) <厚労省>

- 池袋の死亡事故の2物質につき、初めて特例指定を実施。

H26. 7. 18 薬物乱用対策推進会議

- 「いわゆる「脱法ドラッグ」の乱用の根絶のための緊急対策」の策定

H26. 7. 22 新呼称 (危険ドラッグ) の選定・公表<警察庁・厚労省>

H26. 8. 7 緊急対策の一部改正

- 新呼称の選定・公表に伴うもの
- 「危険ドラッグの乱用の根絶のための緊急対策」

H26. 8. 15 21物質を指定薬物に指定 (8/1。5省令公布、7/25施行) <厚労省>

- パブリックコメントの省略等により迅速に指定。

H26. 8. 27 検査命令・販売停止命令の実施<厚労省・警察庁>

- 東京、大阪、愛知、福岡の販売店舗への立入を実施。
- 48店舗542製品への検査命令、販売停止命令を実施。

H26. 9. 19 薬物乱用対策推進会議

- 危険ドラッグの乱用の根絶のための緊急対策フォローアップ

薬物乱用防止対策

厚生労働省

厚生労働省における主な薬物乱用防止対策

1. 第四次薬物乱用防止五か年戦略に関する主な成果

①普及啓発

○青少年層への啓発強化

小学6年生保護者、高校3年生、有職・無職の未成年を対象とした薬物乱用薬物乱用防止啓発読本を作成、配布



○様々な形態・媒体を通じた普及啓発の推進

薬物乱用防止啓発訪問事業として、教育機関等に講師を派遣して、新たに作成した教材を基に効果的な普及啓発を図るとともに、FacebookやTwitterを活用して情報を発信

薬物乱用防止啓発訪問事業公式Facebook、Twitter

Facebook <https://www.facebook.com/stopthedrug>
Twitter <https://twitter.com/StopTheDrug>

○薬物乱用指導員の資質の向上

薬物乱用防止指導員が、最新の薬物情報に基づいて薬物乱用防止の普及啓発ができるよう、新たな教育資材を作成し、全国6箇所で開催

(2) 民間団体等との連携強化

薬物に係る相談担当者や市民を対象に「再乱用防止対策講習会」の開催や、薬物乱用者・依存症者の家族のための小冊子「ご家族の薬物問題でお困りの方へ」(家族読本)を、全国の都道府県、保護観察所、刑事施設、少年院、民間団体等に配布することにより、薬物の再乱用防止にかかる民間団体等との連携が強化され、再乱用防止を推進した。

(3) 薬物乱用の実態に関する研究の推進

厚生労働科学研究において、薬物乱用・依存の疫学的研究、薬物乱用・依存等の実態把握のため、薬物使用に関する全国住民調査、全国の精神科医療施設における薬物関連精神疾患の実態調査等、薬物乱用等の意識・実態等の調査を実施し、状況を把握することができた。また、これらの成果により薬物乱用防止対策及び薬物乱用防止教育を有効に推進した。

(4) その他

麻薬取締部において検挙した保護観察処分につかない執行猶予判決を受けた初犯薬物乱用者に対する再乱用防止プログラムを引き続き実施し、検挙した保護観察処分につかない初犯の薬物乱用者に対する再乱用防止を支援した。

4

③取締

麻薬取締官による麻薬・覚醒剤事犯等検挙件数・人員及び押収の推移

1. 法令別検挙件数・人員

		平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年
覚せい剤取締法	件数	289	292	397	370	292
	人員	249	240	322	317	291
大麻取締法	件数	203	130	128	95	60
	人員	220	144	138	98	62
麻薬及び向精神薬取締法	件数	72	71	120	76	58
	人員	80	73	113	66	59
麻薬特例法	件数	5	14	11	19	22
	人員	13	20	10	32	33
あへん法	件数	0	4	0	0	0
	人員	0	2	0	0	0
薬事法	件数	—	—	—	—	1
	人員	—	—	—	—	1
合計件数		569	511	656	560	433
合計人員		562	479	583	513	446

注1) 警察等関係取締機関との合同捜査による検挙件数・人員を含む。

注2) 麻薬取締官による検挙件数・人員を含む。

2. 主な薬物の押収量

	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年
ヘロイン(g)	0.2	23.5	1.1	0	0
コカイン(g)	145.3	163.2	154.1	4.7	4.5
乾燥大麻(大麻たばこを含む)(kg)	13.1	37.1	6.0	31.2	11
大麻草(本)	554	1,743	218	970	26.7
大麻樹脂(kg)	0.2	2.0	0.5	0.8	353
あへん(g)	0	3.8	0	0	0
覚醒剤(kg)	10.3	2.0	11.8	118.4	212.2

注3) 警察等関係取締機関との合同捜査により押収した薬物を含む。

注4) 覚醒剤については、粉末のみ計上。

5

3. 指定薬物への迅速な指定

- 6月24日の池袋の事故で使用された2物質について、薬事・食品衛生審議会への諮問等の手続きを省略して、指定薬物へ緊急指定(7月15日省令公布、7月25日施行)
- パブリックコメントの省略とともに、省令の公布から施行までの期間を短縮して、指定薬物へ迅速に指定(8月15日省令公布、8月25日施行)

4. インターネット対策の推進

- 8月25日から指定薬物となる物質を含む製品の広告掲載を確認した69サイト(うち、国内46サイト)について、プロバイダ等に削除要請の実施
- 平成26年9月2日現在、35サイト(うち、国内26サイト)の閉鎖等を確認

5. 無承認医薬品としての取締り

- 危険ドラッグの無承認医薬品としての取締りを強化するため、取締りの判断の基準や手順を明確化した方針を8月29日付で都道府県に明示

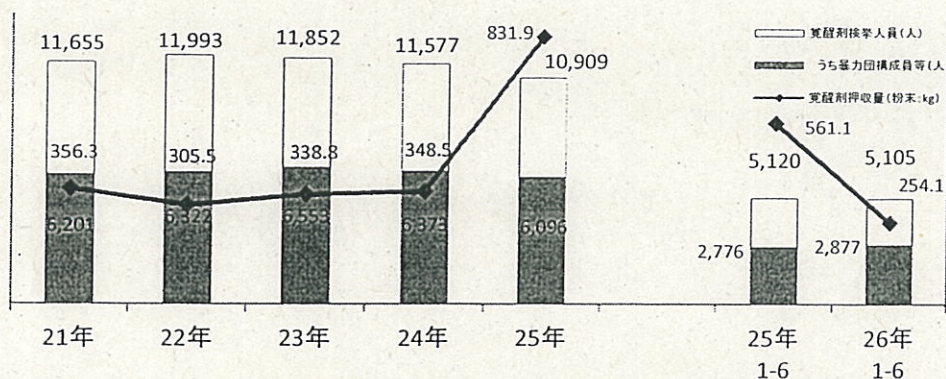
資

料

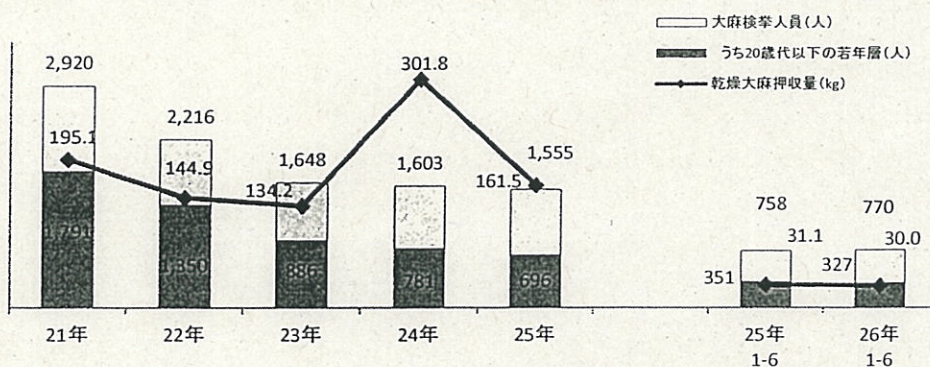
最近の薬物情勢について

平成 26 年 9 月 26 日
警察庁薬物銃器対策課

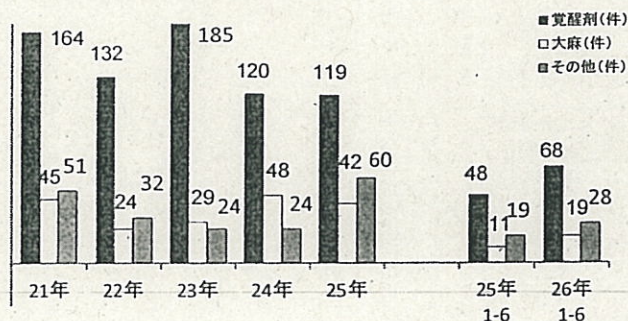
1 覚醒剤事犯



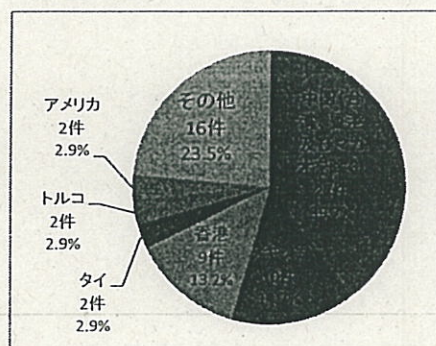
2 大麻事犯



3 密輸事犯

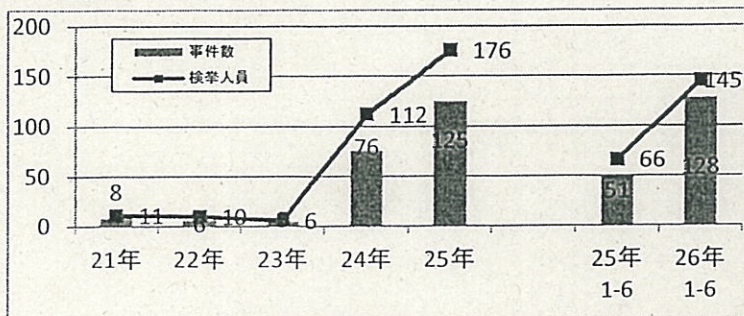


覚醒剤密輸入における仕出国 (26年上半期)



4 危険ドラッグ

26年上半期危険ドラッグに係る適用法令別検挙状況



法令(罪名)別	事件数	人員
指定薬物に係る薬事法違反	41	52
麻向法違反	36	41
交通関係法令違反	33	33
その他	18	19
計	128	145

※ 危険ドラッグとは、規制薬物（覚醒剤、大麻、麻薬、向精神薬、あへん及びびけしがらをいう。以下同じ。）又は指定薬物（薬事法第2条第14項に規定する指定薬物をいう。以下同じ。）に化学構造を似せて作られ、これらと同様の薬理作用を有する物品をいい、規制薬物及び指定薬物を含有しない物品であることを標榜しながら規制薬物又は指定薬物を含有する物品を含む。

「危険ドラッグ」によるものと疑われる救急搬送の状況

全国の消防本部が把握している平成 21 年 1 月から平成 26 年 6 月までの「危険ドラッグ」によるものと疑われる救急搬送人員数を調査し、その結果を取りまとめました。今回の調査は、「危険ドラッグ」が原因で搬送された事例を、悉皆的に網羅しているものではありませんが、参考値として公表します。

調査の概要

- 今般、「危険ドラッグ」が社会問題となっており、政府一丸となって対策に取り組んでいる中で、消防庁では「危険ドラッグ」によるものと疑われる救急搬送の状況について、緊急的に調査をしました。

※覚せい剤・大麻の成分に化学構造を似せて作られた物質などが添加された薬物は、「脱法ドラッグ」等と呼ばれていましたが、本年 7 月 22 日より、規制の有無を問わず使用することが危ない物質であると明確に示すために、「危険ドラッグ」と新たに呼称することになりました。

- 今回の調査は、「危険ドラッグ」を使用し何らかの症状が出現した者のうち、救急搬送によって受診した者のみを対象としており、

- 過去の救急活動記録から「ドラッグ」、「ハーブ」等のキーワードを検索し件数を集計したものであるが、「規制の有無を問わず使用することが危ない物質」と、広い概念で用いられている「危険ドラッグ」の定義とは異なる
- 救急業務は、救急隊が観察した傷病者の症状に応じて適切な医療機関に搬送することを目的としており、症状の原因となった物質名等について詳細まで確定するのは困難
- 「危険ドラッグ」が原因となって救急搬送したと認識していたとしても、救急活動記録の記載方法等には、救急隊や地域による差がある

等の理由から、「危険ドラッグ」が原因で搬送された事例を、悉皆的に網羅しているものではないと考えられるため、あくまで参考値として公表するものです。

結果の概要

- 調査結果の概要は次のとおりです。

- 平成 21 年 1 月から平成 26 年 6 月までに、救急搬送された傷病者の中で、「危険ドラッグ」によるものと疑われるものとして、各消防本部が把握している人員数は、合計 4,469 人でした。
- 年別に見ると、平成 21 年が 30 人、平成 22 年が 85 人、平成 23 年が 602 人、平成 24 年が 1,785 人、平成 25 年が 1,346 人、平成 26 年（1 月～6 月）が 621 人でした。都道府県ごとの集計は別紙のとおりです。

- ◎ 今回の調査結果については、厚生労働省等関係機関とも共有します。



(連絡先)

消防庁救急企画室

担当：橘課長補佐、寺谷専門官、立花

電話：03-5253-7529

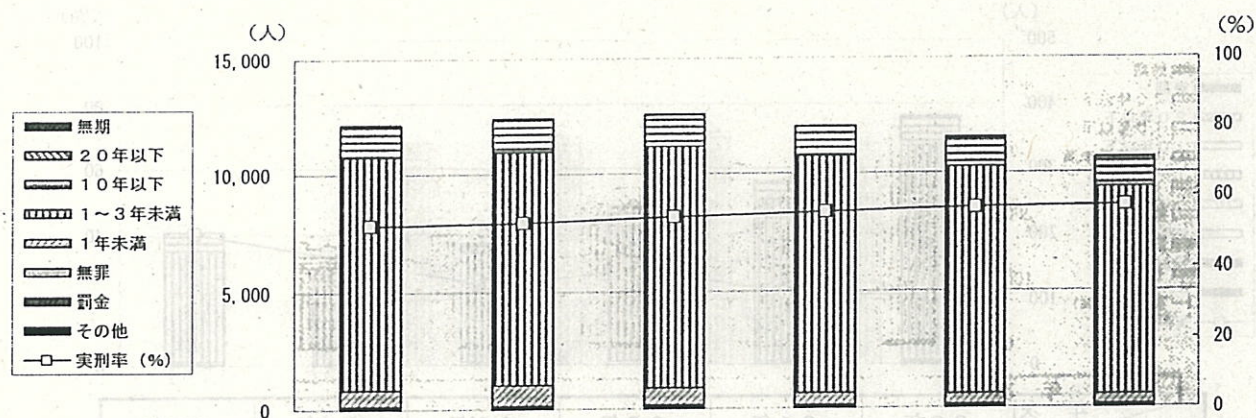
FAX：03-5253-7539

薬物乱用対策推進地方本部全国会議資料

平成26年9月26日
法務省刑事局

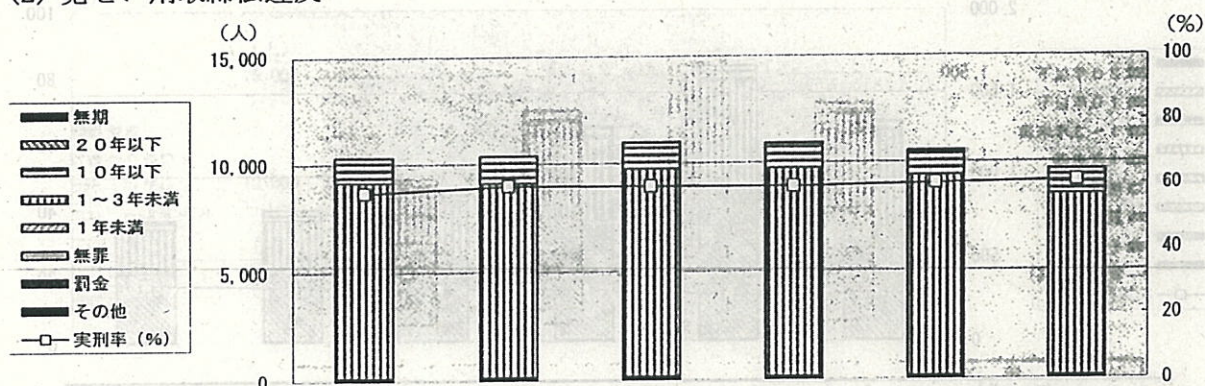
薬物事犯の第一審裁判結果の推移

(1) 薬物5法（全体）



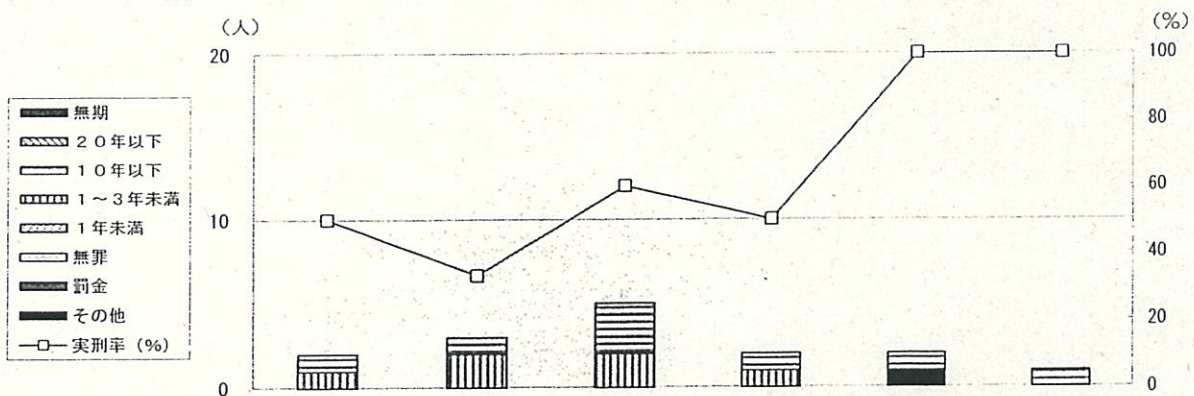
年 次	20年	21年	22年	23年	24年	25年
刑 期						
1 年 未 満	701	896	746	515	464	441
1 ～ 3 年 未 満	9,919	9,908	10,271	10,099	9,651	8,810
1 0 年 以 下	1,343	1,439	1,354	1,251	1,276	1,249
2 0 年 以 下	32	24	33	47	24	33
無 期	2	0	1	0	0	0
合 計	11,997	12,267	12,405	11,912	11,415	10,533
実 刑 率 (%)	52.2	53.0	54.6	55.8	57.0	57.6
罰 金	1	0	0	0	0	0
無 罪	2	5	9	12	16	14
そ の 他	155	155	173	128	137	126

(2) 覚せい剤取締法違反



年 次	20年	21年	22年	23年	24年	25年
刑 期						
1 年 未 満	17	24	28	26	17	15
1 ～ 3 年 未 満	9,008	8,960	9,557	9,596	9,235	8,362
1 0 年 以 下	1,155	1,259	1,214	1,150	1,152	1,133
2 0 年 以 下	14	17	25	36	21	26
無 期	2	0	1	0	0	0
合 計	10,196	10,260	10,825	10,808	10,425	9,536
実 刑 率 (%)	57.8	59.9	59.7	59.4	60.2	61.0
罰 金	0	0	0	0	0	0
無 罪	1	4	7	9	15	12
そ の 他	140	139	163	122	124	118

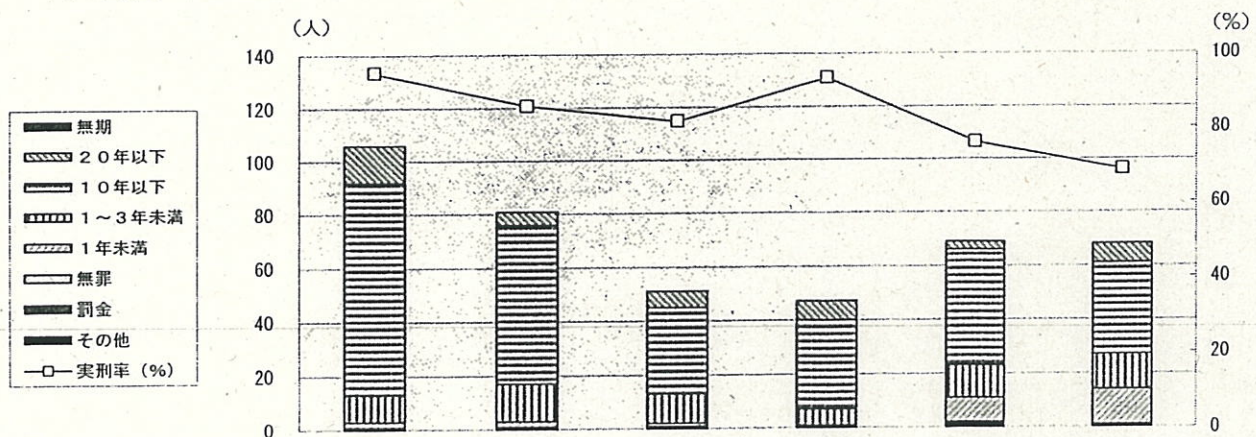
(5) あへん法違反



年次	20年	21年	22年	23年	24年	25年
1年未満	0	0	0	0	0	0
1～3年未満	1	2	2	1	0	0
10年以下	1	1	3	1	1	1
20年以下	0	0	0	0	0	0
無期	0	0	0	0	0	0
合計	2	3	5	2	1	1
実刑率 (%)	50.0	33.3	60.0	50.0	100.0	100.0

罰金	0	0	0	0	0	0
無罪	0	0	0	0	0	0
その他	0	0	0	0	1	0

(6) 麻薬特例法違反



年次	20年	21年	22年	23年	24年	25年
1年未満	2	2	1	0	9	13
1～3年未満	10	14	11	6	12	13
10年以下	79	59	32	33	43	34
20年以下	14	5	6	7	3	7
無期	0	0	0	0	0	0
合計	105	80	50	46	67	67
実刑率 (%)	95.2	86.3	82.0	93.5	76.1	68.7

罰金	0	0	0	0	0	0
無罪	0	0	0	0	0	0
その他	1	1	1	1	2	1

(注) 1 司法統計年報による(平成25年は仮集計)。
 2 実刑率 = (有罪懲役人員 - 執行猶予人員) / 有罪懲役人員である。



平成26年9月26日
海上保安庁

海上保安庁の薬物水際対策について

1 薬物事犯の摘発状況

区分		年別	22年	23年	24年	25年	26年 (注2)
摘発事案数 (注1)			10	7	10	7	3
押収量	覚醒剤		4.98 kg	10.8 kg	2.99kg	10.98kg	168.99kg
	大 麻		10g 及び 11ml	0.2g	4.6g	5.7g	0
	麻 薬		10.86kg	0	3.5kg	116.37kg	0
	あへん		0	0	0	0	0
	指定薬物		0	0	29.02kg	0	0

(注1) 当庁が単独又は他機関と合同で摘発した事案の数及び押収量

(注2) 平成26年8月31日現在

2 主な薬物事犯

メキシコ来コンテナ貨物による覚醒剤密輸入事件

平成26年1月中旬、博多港、横浜港に持ち込まれたメキシコ来コンテナ貨物（大理石）の内部に覚醒剤が隠匿されているのが税関によるX線調査で発覚したことから、警察、税関と合同でコントロールド・デリバリー（泳がせ）捜査を実施し、大理石を受け取りに来た被疑者及び関連被疑者4名を逮捕し、合計約169キログラムの覚醒剤を押収した。



押収された覚醒剤の一部

3 海上保安庁の対応

(1) 密輸等に関する情報収集・取締体制の強化

- 「海のものも118番」等の積極的な広報を活用した情報提供の呼びかけ。
- 海上保安庁職員の増員、巡視船艇及び航空機の整備、捜査資機材の充実強化。

(2) 関係機関との連携強化

- 関係機関との合同立入検査及び監視、合同取締訓練の実施。
- 関係機関会議等を通じた密輸情勢に関する情報等の共有。

(3) 国際的な連携・協力の推進

- 薬物取締対策関係の国際会議への参加による積極的な情報交換及び連携強化
- 薬物の仕出地又は中継地への職員派遣、各国の取締機関との積極的な情報交換を通じた協力の推進

H26.9.26 薬物乱用対策推進地方本部全国会議



静岡県の危険ドラッグ対策

・不動産業界との連携

・地域との協働

静岡県健康福祉部薬事課

いのち輝き、笑顔あふれる社会を。

静岡県健康福祉部

静岡県宅建協会との協定締結



いのち輝き、笑顔あふれる社会を。平成26年8月26日

静岡県健康福祉部

静岡県宅地建物取引業協会との連携



<平成25年5月>

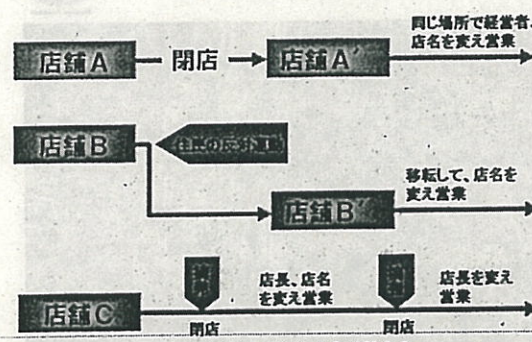
賃貸借契約に係る業務の遂行、若しくは賃貸借契約した店舗で、明らかに危険ドラッグの販売目的であることが判明した場合は、薬事課へ情報提供するとともに、店舗の排除に向け協力する。

時期	記事
平成26年6月	・県宅建協会を訪問し、協会事務局と県薬事課の2者で、危険ドラッグ販売店排除のための協働可能な内容について情報交換。 ・協会から店舗の賃貸借契約の禁止事項へ、危険ドラッグの販売を入れることについて前向きな意見を得る。
7月	・協働の方式について協定を締結することとし、協定は県警を含めた三者とすることで、協会の了解を得る。
8月26日	・県、県警、県宅建協会と協定締結

いのち輝き、笑顔あふれる社会を。

静岡県健康福祉部

販売店排除の課題



いのち輝き、笑顔あふれる社会を。

静岡県健康福祉部

協定の内容



(1)公益社団法人静岡県宅地建物取引業協会が用意する建物賃貸借契約書の禁止事項に「本物件を危険ドラッグの販売のために使用すること」を加えていただくこと。

(第2条第1項、第3条第1項、第2項)

(2)県及び県警が実施する啓発事業に御協力をいただくこと。

(第3条第3項)

(3)県、県警及び公益社団法人静岡県宅地建物取引業協会は、定期的な情報交換を行って相互連携の強化に努めること。

(第4条)

(4)県及び県警は、協会の会員から仲介物件、賃貸物件について相談があった場合には、必要な情報を提供すること。

(第2条第2項)

いのち輝き、笑顔あふれる社会を。

静岡県健康福祉部

契約書の改訂イメージ



(禁止事項)

第9条 借主は、次の行為をしてはならない。

- (1) 貸主の承諾なく、本物件の全部又は一部につき賃借権を譲渡又は転貸すること。
- (2) 貸主の承諾なく、本物件の全部、一部若しくは、その他部分を変更すること。
- (3) 鉄砲、刀剣類又は爆発性、炎火性を有する危険な物品等を搬入又は搬出すること。
- (4) 大型の家具、その他重量の大きな物品等を搬入又は搬出すること。
- (5) 配水管を破損させるおそれのある液体や粉塵の原因となるものを流すこと。
- (6) 高音、騒音、振動、悪臭を発生する原因となる行為や衛生上有害となる行為をすること。
- (7) 本物件を第1条の使用目的以外の用途に使用すること。
- (8) 本物件を反社会的勢力の事務所その他の活動の拠点に供すること。
- (9) 本物件又は本物件の周辺において、若しくは粗野若しくは乱暴な言動を行い、又は威嚇を示すことにより、付近の住民又は通行人に不安を覚えさせること。
- (10) 本物件内(共用部分を含む)に反社会的勢力及び関係者、覚醒剤を使用又は所持する者を住居させ、又は反復継続して出入りさせること。
- (11) 法令に違反し又は公序良俗に反する行為、賭博行為、風紀を乱す行為をすること。
- (12) その他、近隣に迷惑をかける行為をすること。

「本物件を危険ドラッグの販売のために使用すること。」

いのち輝き、笑顔あふれる社会を。

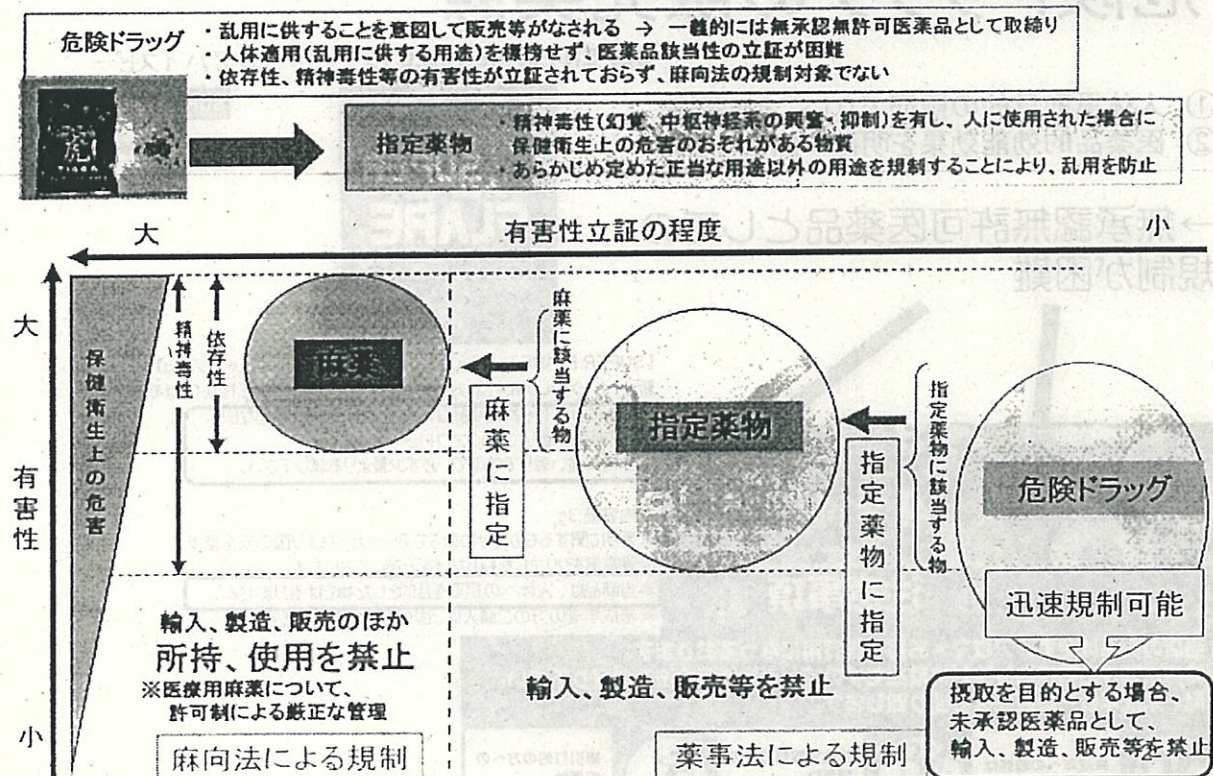
静岡県健康福祉部

知事監視製品制度

和歌山県福祉保健部健康局薬務課

1

法令による危険ドラッグ対策 3段階の規制



医薬品的効能効果の標ぼう実態 1

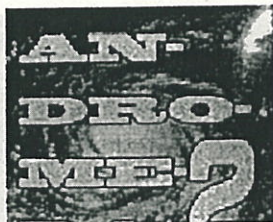
合法ハーブの情報+評価

⚠ サイトご利用前に必ずご確認ください

- ・人体への摂取目的や、みだりに使用目的でのサイト閲覧禁止
- ・未成年のサイト閲覧禁止
- ・当サイトは製品の紹介をしているまとめサイトであり、禁止事項を助長するものではありません
- ・当サイトは利用者の協力の元に成り立っております
- ・製品に対する評価などお寄せ頂けると幸いです
- ・明らかに人体摂取等を思わせる利用者がいた場合には、アクセス制限など設けさせて頂く場合がございますので予めご了承下さい

アンドロメダ2

Categories: X-ROYAL, 合法ハーブ
Tags: 16世代



X-ROYAL社より合法ハーブ『アンドロメダ2』登場。

明るい系
鋭い香りのハーブです!
(メーカーより)
16世代対応ハーブ

新着合法ハーブ

アンドロメダ2
スーパーフレアハイスピードチャージ
スーパーフレアハイパーベビーチ
マジックスカル
ベストサマーエバー
カップケイクス
サマーホリデイズ
バカロロブルーベリークシュ2nd
バカロロダッチスカンク2nd
刀-KATANA-

Ash Herb

カップケイクス
サマーホリデイズ
バカロロダッチスカンク2nd
バカロロブルーベリークシュ2nd
ベストサマーエバー
マジックスカル

5

医薬品的効能効果の標ぼう実態 2

合法ハーブの情報+評価

⚠ サイトご利用前に必ずご確認ください

- ・人体への摂取目的や、みだりに使用目的でのサイト閲覧禁止
- ・未成年のサイト閲覧禁止
- ・当サイトは製品の紹介をしているまとめサイトであり、禁止事項を助長するものではありません
- ・当サイトは利用者の協力の元に成り立っております
- ・製品に対する評価などお寄せ頂けると幸いです
- ・明らかに人体摂取等を思わせる利用者がいた場合には、アクセス制限など設けさせて頂く場合がございますので予めご了承下さい

合法ハーブとは

一般に「ハーブ」というと、薬用の薬草やスパイス等として有用な植物を指します。

香りや味などの風味を目的として用いられるキッチンハーブを指すことが多いです。

合法ハーブとは幻覚成分を含むハーブのことです。「合法」という名目で大麻の代用品として利用されています。

ナチュラルドラッグや脱法ハーブとも呼ばれています。

マリファナなどに含まれるカンナビノイド(鎮痛、多幸感、幻覚作用をもたらす物質)を科学合成により、人工的に作り出した成分を加えてマリファナ同様の効果をもたらすものです。

「合法」とは単に法整備が間に合っていないだけのことであり、本来法に引っかかる成分が含まれている合法ハーブも存在すると言われています。

ご使用はご自身の判断で正しい利用方法の上で使用すること。

新着合法ハーブ

アンドロメダ2
スーパーフレアハイスピードチャージ
スーパーフレアハイパーベビーチ
マジックスカル
ベストサマーエバー
カップケイクス
サマーホリデイズ
バカロロブルーベリークシュ2nd
バカロロダッチスカンク2nd
刀-KATANA-

Ash Herb

カップケイクス
サマーホリデイズ
バカロロダッチスカンク2nd
バカロロブルーベリークシュ2nd
ベストサマーエバー
マジックスカル

6

知事監視製品販売者・購入者の義務 1

県内店舗で販売・購入

- ① 【販売者】知事監視製品販売届出
- ② 【販売者】製品毎の使用説明書を作成
- ③ 【販売者】購入者に使用説明書を交付・使用方法説明
- ④ 【購入者】販売者に誓約書(身体使用しない・説明を受けた使用方法を遵守する)を提出
- ⑤ 【購入者】誓約書の内容を遵守
- ⑥ 【販売者】誓約書の受取後の販売



知事監視製品の購入

9

知事監視製品販売者・購入者の義務 2

県外店舗・インターネットで購入

販売者による説明・販売者への誓約書提出が不可

県内で知事監視製品を所持するに至ったとき



- ① 【購入者】直ちに県に届出書(誓約書(身体使用しない))を提出
- ② 【県】購入者に説明書を交付
- ③ 【購入者】誓約書・説明書の内容の遵守義務

10

「和歌山県薬物の濫用防止に関する条例」の概要

～ 危険ドラッグなど薬物濫用の根絶を目指して ～

危険ドラッグの状況

- 植物片に大麻などの成分に似た物質などが添加され、多幸感等を得ることを目的として、お香などと称して販売されている。
- 濫用により、健康被害が発生するとともに、交通事故などによる第三者への被害も発生し、深刻な社会問題となっている。

当時の薬事法による規制

- 精神作用等を及ぼす成分を「指定薬物」として指定し、規制（成分等を指定するまで相当の期間が必要）
- お香などと称し、人体への使用を目的としないように偽装して販売された場合、医薬品として規制することが困難

条例による規制

知事監視製品制度【本県独自の規制】 指定状況：114製品（延べ206製品）H26.9.19現在

○精神作用等を及ぼすおそれがあり、本来の用途に反して使用される恐れのある製品を指定

○販売、購入等の手続きを義務化し、販売者・購入者等の両者に対し製品本来の用途・使用方法を徹底

○県内店舗での購入に限らず、インターネットや県外店舗での購入者も対象

○販売業者の義務

- 1 販売業の届出
- 2 購入者への使用方法の説明書交付・説明
- 3 購入者から誓約書の受取
- 4 仕入記録作成
- 5 関係書類保存



違反者：警告→命令・公表→罰則（間接罰）

○購入者の義務

- 1 販売業者への誓約書提出
（販売業者以外の場合、知事に提出）
- 2 誓約書・説明書の内容遵守



違反者：警告→過料
※警告実施数：4件

知事指定薬物制度 指定状況：0物質（延べ26物質）H26.9.19現在

○薬事法で指定前の精神作用を有し健康被害を起こす成分を県独自で指定

○製造・販売等及び正当な理由なく所持・使用する等を禁止

○禁止行為

- | | |
|--------------------|-----------------------------|
| 1 製造・栽培の禁止 | 4 みだりに所持・使用等の禁止
※H26.4改正 |
| 2 販売授与・販売授与目的所持の禁止 | |
| 3 販売授与目的広告の禁止 | |



違反者：警告→命令・公表→罰則（間接罰）
※1及び2のみ 直罰もあり



違反者：罰則（直罰）

平成26年度麻薬・覚醒剤乱用防止運動実施要綱

第1 名 称

麻薬・覚醒剤乱用防止運動

第2 目 的

麻薬、覚醒剤、大麻、シンナー、危険ドラッグ等（以下「麻薬・覚醒剤等」という。）の薬物乱用は、乱用者個人の健康上の問題にとどまらず、各種の犯罪の誘因など公共の福祉に計り知れない危害をもたらすものである。本運動は、麻薬・覚醒剤等の薬物乱用による危害を広く国民に周知させ、国民一人一人の認識を高めることにより、麻薬・覚醒剤等の薬物乱用の根絶を図ることを目的とする。

最近では、危険ドラッグを使用した者が、二次的な犯罪、交通死亡事故や、健康被害を起こす事例が多発している等、深刻な社会問題となっており、極めて厳しい情勢である。

このため、平成26年7月18日には、薬物乱用対策推進会議において、「危険ドラッグの乱用の根絶のための緊急対策」を策定した。これにより、国・都道府県・関係団体が緊密に連携し、「第四次薬物乱用防止五か年戦略」及び「緊急対策」に沿って、危険ドラッグや違法薬物の乱用拡大を防止するための対策を推進しているところである。

乱用が急速に拡大し、憂慮すべき状況である危険ドラッグは、たとえ合法であると称していても、健康被害のおそれがある非常に危険な薬物であることを理解してもらい、危険ドラッグの使用や所持等が悪いことであるという社会的認識を持ってもらうための啓発を積極的に行うことを実施機関等に対して徹底する。

第3 実施期間

平成26年10月1日から同年11月30日までの間とする。

ただし、都道府県の実情に応じて実施期間を変更することは差し支えない。

第4 実施機関等

主 催 厚生労働省、都道府県

後 援 公益財団法人麻薬・覚せい剤乱用防止センター

協 賛 薬物乱用対策推進会議、警察庁、法務省、最高検察庁、
財務省、文部科学省、海上保安庁

(3) 学校等における薬物乱用防止教室において、効果的な啓発活動が展開されるよう周知徹底を図るとともに、危険ドラッグに対する啓発活動を積極的に行う。

(4) 相談制度の周知徹底

保健所の薬物相談窓口事業、精神保健福祉センターの薬物関連問題相談事業等各都道府県の麻薬・覚醒剤等に関する相談制度を広く普及し、その活用について周知徹底を図る。